

議案第30号

目黒区議会情報公開条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年3月6日

提出者 目黒区議会議員

川原 のぶあき

田島 けんじ

たぞえ 麻友

金井 ひろし

坂元 悠紀

斉藤 優子

鈴木 まさし

松嶋 祐一郎

小林 かなこ

関 けんいち

目黒区議会情報公開条例の一部を改正する条例

目黒区議会情報公開条例（平成13年3月目黒区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「請求書」の次に「(以下「開示請求書」という。)」を加え、同条第2項中「前項の請求書」を「開示請求書」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、別に定めるところにより、開示請求を電子情報処理組織（議長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と開示請求をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理機をいう。）を使用して行わせることができる。
- 3 前項の規定により行われた開示請求については、第1項に規定する開示請求書により行われたものとみなして、この条例の規定を適用する。
- 4 第2項の規定により行われた開示請求は、同項の議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に議長に到達したものとみなす。

第15条第1項ただし書中「第13条第2項」を「第13条第5項」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(説明) 開示請求の手続を電子申請の方法により行うことができるようにするため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。